

会 議 結 果

会 議 名	第3回一色地区産廃跡地問題地域会議
日 時	平成27年5月20日（水）午前10時～午前11時40分
場 所	西尾市クリーンセンター 2階研修室
出 席 者	委員：別紙委員名簿のとおり（欠席1名 後藤尚弘） 事務局：山崎環境部次長、犬塚環境保全課長、鈴木課長補佐、三矢主査、鈴木主事
傍 聴 者	16名、報道機関3社
議 事 要 旨	下記のとおり

1 会長あいさつ

- ・あいさつの概要は次のとおり

産廃の跡地問題であります。ここは塩田、養鰻の跡地に民間業者が産廃を埋め、あるいは一部一般廃棄物が埋められている地域です。埋め立て途中で県から許可が取り消された経緯もあり、現在はそのまま放置されているという状況です。この地域はご承知のとおり南海トラフによる地震がいつ起きてもおかしくないような状況です。今のままにしておくと、それがどういう形で地域に影響を与えるか大変心配です。前面は、日本でも有数のアサリの漁場であり、また海苔の養殖地でもあり、環境的にも大変すばらしい地域ですので、影響が出ないような対応をしていかなければいけないと思っております。

地域会議を過去2回開催させていただきまして、過去2回は、現在に至った経緯と現地を確認していただき、現状がどういう状況になっているか見ていただきました。今回3回目からは、この跡地をどうしたら一番良いかという色々なケースを想定して提案をさせていただきたい。その中で課題もありメリット、デメリット、色々な問題が出てきますので、地域の皆様方、委員の皆様方から忌憚のない意見をいただいて、この議会として最良な提案をできればというふうに思っております。

2 自己紹介

3 議題

(1) 「愛知県職員の参画要請提案について」

資料に基づき事務局から説明 別紙1（P1）参照

- ・質疑等なし
- ・要請について異議なし

(2) 解決手法（案）について

①「全量運び出し」を資料に基づき事務局から説明 別紙2（P3－14）参照

①「全量運び出し」について主な質疑等

○三共資源工業が受け入れた廃棄物の質と量が確認できていないのは、どういうことか。

→三共資源工業は、社長が頻繁に交代しており、会社は登記簿上存在するが、実態が無いので、書類は全て捨てられていると考えられる。従って排出者について、どこの業者がどれだけ捨てたというのは把握できない。これについては、県の方も同じ認識である。

○県が許可した事業所が、許可要件を満たしていないという事になると、それは処理基準違反や不法投棄といえるのではないか。

→「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が毎年のように改正されており、平成23年4月1日施行の法律は大きく改正されている。平成23年4月1日以降に許可の取り消しを受けた処分場については、それ以降においても汚水処理を続けていかなければいけないと改正されており、処分場の管理責任が明確にされている。しかし、平成23年3月31日までに許可の取り消しを受けた処分場は、改正後の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遡及適用を受けないので、法律がおよばないただの土地という状況になっている。

○廃棄物を別の処分場へ排出する場合、三共資源工業が受入基準に沿った廃棄物を埋めていたならば、アセックでも受け入れてくれるのではないかな。

→受入基準は処分場ごとに異なっている。県が関与した第三セクターのアセックは地元との協議も行っており、他の民間の産廃処分場と比べ、はるかに厳しい受入基準となっている。三共資源工業については、受入基準は無かったと思われ、どこの業者がどれだけの廃棄物を捨てたというのは分からないので、アセックの受入基準に適合するのかもしれないのかというのは、分からないというのが現状である。

○県が許可している以上、受入に関しては、一定の歯止めをかけているはずであるが、三共資源工業が廃棄物の受入基準を明確にしていなくて管理をしていなかったということになると、許可した許可者の責任は生じないのか。

→一色地区処分場の許可品目は11品目。管理型処分場のため、処分場から出る排水が法律に基づく基準値をクリアしていれば問題ないことになる。

○事務局から産廃跡地に埋まっている廃棄物の処理費用の説明がありましたが、これは第1から3工区すべて取り出しなのか、それとも第3工区のみ取り出しなのか、どういう仮定に基づいた試算なのか。

→第1から3工区まで全ての廃棄物を掘り出した場合ということで考えている。

②「汚水処理施設新設」を資料に基づき事務局から説明 別紙3 (P15-19) 参照

②汚水処理施設新設について主な質疑等

○処分場跡地の中の排水パイプ類の位置等の図面類は残っているか。

→三共資源工業が増設をした届出図面があり、図面上はピット、汚水管の幹線、支線の位置が分かる状況である。

○産廃跡地対策をしようとする場合、現状の把握が重要になる。第3工区に何が埋まっているのかという調査の計画も議論したほうが良いのではないかな。

→西尾市としては、平成23年に愛知県に対して、跡地に何がどれだけの量埋まっているのか、またどういった影響があるのか調査を進めてほしいという事を文書で依頼している。しかし、愛知県としては、水質調査を行っており異常が確認できないから、これ以上の事はしないという回答であった。

今後も引き続き、西尾市主体ではなく愛知県主体で現況調査を行ってもらうように話は進めていきたいと思っている。

○遮水シートの改修が15ページに出ているが、改修の対象となるエリアが特定できるのか。

→遮水シートを修理しようとする場合、廃棄物を全部掘り出さないといけない。一度掘り出した廃棄物というのは、三共資源工業の跡地に埋め戻すということは法律上できない。新たな処分場に運び込んで処理しないといけないという事になっている。遮水シートを修繕することは不可能と考えている。

○資料17ページの敦賀の最終処分場の例ですが、許可容量の9万m³に対し、実際119万m³という膨大な量の廃棄物が入っており、違法部分が110万m³。それに一般廃棄物が35万トン入っている。一般廃棄物は一般的には行政が取り扱うわけですので、なぜこのような事になってしまうのか。

→今の質問につきましては、この場で即答できませんので、事務局のほうで福井県敦賀市に確認し、第4回の会議で回答します。

○遮水シートが健全な状態で機能しているかどうかというのは一番大きな問題だと思う。もしシートが破損していたりすると、雨が降っても抜けていくわけだから、表面上は定常を保っているように見えるが、完璧に遮水しているのであればオーバーフローするなり周囲に染み出すなりすると思うが問題ないか。

また、シートの状態は、廃棄物を全部取り出さないと確認できない。では、どのようにしてシートの状態を確認すればいいのかということについては、どう考えているか。

もし、確認する手段がないとすると、遮水シート、汚水暗渠の確認・改修という事を前提にした処理施設を造るということは、非常に難しいのではないか。かえって、廃棄物を取り除く方法のほうが、今の段階では現実的ではないか。

→雨が降った場合のオーバーフローについては、県の職員にも確認している。雨が降り2、3日晴天が続くと、ある程度は蒸発する。蒸発した部分で新たな雨を吸収するが、吸収しきれない部分については表面を流れて水路の方に出てしまうから、雨がオーバーフローする部分については、全く問題ない。というのが県の見解である。

遮水シートの状態については、確認のしようがないのが現状です。

委員から、シートの性能について業者から説明してもらったらどうかという提案があった。例えば、4回目以降の会議で、皆さんの了解が得られれば、シート業者をお呼びして、30年前のシートの性能について説明していただいたほうが、みなさんも安心できる部分があるのかと思っている。

○シートの状態の確認方法として、遮水シートを破らないように跡地の中に井戸を掘って水位の常時観察を行う。もし潮位と連動する水位が出てくれば破れている可能性がある。潮位と関係なく独立して、降雨との反応で上がったり下がったりするだけであれば、比較的健全なシートである。また、水質についても跡地の中の水と周囲の井戸の水をそれぞれサンプリングして測定を行う。中のたまり水と、外の地下水との水質の違いが明確であれば、シートが健全であると考えられる。もし同じような水質ならば、どこかで漏れているという可能性がある。

○跡地に井戸があると思うが、その井戸の中の水を見ることができるか。

→汚水を確認するためのピットがある。またピットには鉄のフタが被さっているだけなので、確認は可能。

○現在、処分場の買収が進んでいるが、他人の土地の水質検査は、県の権限でできるか。

→できない。土地所有者の了解を得ることが必要である。

4 その他

・事務局から次の2点について説明

(1) 次回会議では、「封じ込め」の手法について説明。また、実際に封じ込め手法を行った、豊田市から説明を受ける予定。

(2) 次回会議については、8月の初旬から中旬に開催予定。

以上